



~~甲第 2 号証~~

甲第 209 号証

(板契第4250400632号)

収入
印紙

課 長	係 長	係 員



委託契約書

1 件 名

ホテル生態環境館ビオトープ(実験水路)管理
及び ホテル飼育・水質管理調査業務委託

2 契約金額

¥14737640

~~（うち取引に係る消費税額）~~ 免税

3 契約期間

平成25年4月1日 から
平成26年3月31日 まで

4 履行場所

別紙仕様書のとおり

5 契約保証金

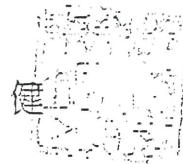
免除

6 契約確定日

平成25年4月1日

委託者 東京都板橋区

代表者 東京都板橋区長 坂本 健



住所 〒287-0227 千葉県成田市一坪田272-26

受託者

氏名 **おし企画**
代表 **高久秀雄**



TEL 0476(73)6870 FAX 0476(73)6871

東京都板橋区は、上記業務（以下「委託業務」という。）を上記金額で委託するため委託者東京都板橋区を甲とし、受託者を乙として裏面の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、委託業務を表記期間別紙仕様書及び内訳書に基づき履行しなければならない。

(委託業務の委任)

第2条 乙は、この契約の履行について、委託業務の全部又は一部を第三者に委任することはできない。

ただし、やむを得ず第三者に委託業務の一部を委任する場合は、書面により甲に通知し、承諾を得なければならない。

(法令等の遵守)

第3条 乙は、関係諸法令等及び保安関係規定を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって契約の履行にあたる。

また、契約の履行に際し、関係諸法令等に違反した場合には、速やかに、書面により甲への報告を行うこと。

(検査等)

第4条 乙は、仕様書に明示された日時の委託業務が完了したときは、直ちに甲の指定する書面により甲へ届け出て、甲の定める検査又は確認を受けるものとする。

(代金の支払い)

第5条 乙は、前条の検査又は確認を受けた後、当該月分の契約代金の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受理した日から30日以内に、当該月分の契約代金を乙に支払うものとする。

(危険負担)

第6条 委託業務の遂行中に生じた損害については、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意若しくは重大な過失によって生ぜしめたとき、又は天災事変その他避けることのできない非常災害による場合は、この限りでない。

(契約の変更)

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえこの契約の内容を変更し、又は履行を中止させることができる。

(違約金)

第8条 乙は、指定期間内に委託業務を完了しないときは、遅延した日数に応じ、契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定める割合で計算して得た額(100円未満の場合を除く。)を違約金として甲に納付するものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は、当該履行部分に相当する契約代金を乙に支払うものとする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合におい

て、第1号の規定により契約を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。

(1) 契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 契約解除の申出があったとき。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に該当するとき。

(4) 銀行取引を停止されたとき。

(5) 前各号のほか、乙又は代理人がこの契約条項に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。契約保証金の納付がなく又は契約保証金の納付金額が契約金額の100分の10に充たないときは、乙は契約金額の100分の10相当額又は不足額を違約金として、甲に納付しなければならない。ただし、履行部分があるときは、契約金額から履行部分相当額を控除した額の100分の10に相当する額とする。

3 乙が、正当の理由によって契約の解除を申し出た場合においては、甲は、前項の規定を適用しないことがある。

(権利の譲渡等)

第11条 乙は、この契約から生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、この契約に基づき業務遂行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の適切な維持管理)

第13条 乙は、東京都板橋区個人情報保護条例(平成8年板橋区条例第25号)の趣旨に則り、契約の履行のために甲から提供された個人情報並びに契約の履行の過程で取得した個人情報及び知り得た個人の情報を保護するため、別紙特記事項を遵守しなければならない。

(相殺)

第14条 甲は、この契約において乙から取得する金額があるときは、乙に支払うべき代金及び返還すべき契約保証金と相殺することができる。

(疑義の決定)

第15条 この契約に定めのない事項及び各条項又は仕様書に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

以上

上記契約の証として、本証書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

暴力団等排除に関する特約条項 (委託その他の契約及び請書)

(総則)

第1条 東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月6日23板総契第214号 以下「要綱」という。)に基づき、板橋区の発注する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する措置を推進するため、甲及び乙はこの特約条項を締結する。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 甲 発注者である東京都板橋区をいう。
- (2) 乙 東京都板橋区との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 役員等 代表役員(入札参加資格者である個人又は法人の代表権を有する者(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。))、一般役員等(入札参加資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者又は営業所を代表する者(常時、区との契約を締結する権限を有する事務所の所長をいう。)で代表役員以外の者)及び役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画しているものをいう。
- (6) 使用人 乙に雇用される者で、前号に該当する者以外の者をいう。
- (7) 下請負人等 工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料の購入その他の契約の相手方及び業務委託を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料の購入その他の契約の相手方及び業務委託を第三者に委任し、又は請け負わせる場合(再委託)の受託者をいう。

(乙が暴力団等であった場合の甲の解除権)

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 乙又は乙の役員等が、暴力団員等である場合又は暴力団員等が乙の経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
- (3) 乙が暴力団員等を雇用していると認められるとき。
- (4) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認

- められるとき。
- (5) 乙又は乙の役員等若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、乙の契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1号から前号までのいずれかの規定に該当するものであると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が要綱第4条の規定に基づき勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。
 - (8) 乙が、乙の下請人等が第1号から第5号までのいずれかの規定に該当する場合において、要綱第9条第2項の規定に基づき、甲が乙に対して下請負人等との契約の解除を求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否したと認められるとき。
 - (9) 乙が、乙又は乙の下請負人等が当該契約の履行に当たって不当介入等を受けた場合において、正当な理由なく甲への報告又は警察への届出を怠ったと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は契約金額の10分の1相当額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、契約保証金が甲に支払われたときはその額を違約金に充当し、検査に合格した履行部分があるときはこれに相応する契約金額相当額を契約金額から控除する。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- (不当介入等に関する措置)
- 第4条 乙は、この契約の履行にあたって、暴力団等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察署に届出なければならない。
- 2 乙は、乙が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人等が暴力団員等から不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう指導するものとする。
 - 3 甲は、乙又は乙の下請負人等が前2項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、工程の調整、履行期限の延長等必要な措置を講じるものとする。



請求金額月別内訳書

※契約期間の最終月に、必ず
契約金額の一部を記入して
請求すること。

項目	ビオトープ (実験水路) 管理業務委託	ホテル側管・ 水質管理装置 業務委託					計
4月	149,939	1,078,197					1,228,136
5月	149,939	1,078,197					1,228,136
6月	149,939	1,078,197					1,228,136
7月	149,939	1,078,197					1,228,136
8月	149,939	1,078,197					1,228,136
9月	149,939	1,078,197					1,228,136
10月	149,939	1,078,197					1,228,136
11月	149,939	1,078,197					1,228,136
12月	149,939	1,078,197					1,228,136
1月	149,939	1,078,197					1,228,136
2月	149,939	1,078,197					1,228,136
3月	149,938	1,078,208					1,228,144
計	1,790,267	12,988,378					14,787,640

金額は、消費税相当分を含む。(単位:円)

仕 様 書

1. 件 名 ホテル生態環境館 ビオトープ（実験水路）管理業務委託
2. 期 間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
3. 履行場所 板橋区ホテル生態環境館（板橋区高島平 4-21-1）
4. 業務日数等 延べ 240 日（月 20 日）定常勤務
（定常勤務については、1 日 8 時間。ただし、繁忙期及び年末年始については区と協議とする。）
5. 業務内容
 - (1) 水質管理作業
別添の水質検査測定に基づき月 1 回の基本検査を行い、データ記録を提出する。
※その他の水質検査については、簡易検査試薬を用い区担当職員が行う。
 - (2) 水質維持作業
エアーストーン交換、エアホース点検・交換、エアフィルター点検・交換、ろ材交換等
 - (3) 清掃作業
 - ・ ビオトープ（実験水路）内の落葉等ゴミの除去
 - ・ ビオトープ関連機器及び水路周辺の清掃
 - ・ ビオトープ周辺の植物の手入れ
 - (4) 施設内外の閲覧用資料作成補助
 - (5) その他
業務日及び業務内容については、区と協議の上管理運営に支障のないよう履行すること。
 - (6) 守秘義務
本仕様書に定める事項を履行する際に知り得た飼育技術及び飼育に関する情報については、第三者に漏らしてはならない。
6. 業務必要経費 水質維持作業に必要とする消耗品経費及び水質検査必要経費については受託者が負担する。
7. 損害賠償 上記各条項に違反し区に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

8. 板橋区環境マネジメントシステムの取組みについて

板橋区の施設において、委託業務を履行するにあたり、板橋区環境マネジメントシステム（ISO14001）に基づき、環境保全に向けた取組みをしなければならない。

9. 特記事項

ディーゼル自動車の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、粒子状物質排出基準を満たさないトラックなど特定自動車の都内における運行は禁止された。

については、物品の納入、委託の履行および工事等でディーゼル自動車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車で行うものとする。

10. 担当部課

資源環境部環境課 管理係 紺野 (3579-2591)